

令和元年6月26日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年6月26日(水) 10時01分開会
13時16分散会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 商工観光課
課長 堂之下浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
係長 船蔵 真一 君

6. 会議に付した事件

(1) 議案第37号 阿久根市海水浴場の安全で快適な利用
に関する条例の制定について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎議案第37号 阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について

岩崎健二委員長

おはようございます。ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

本日は、先の委員会で議決しました議案第37号について、その後、一部条例に不明な点があることにより、議長に提出した委員会審査報告書を撤回し、再審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、議案第37号について再審査を行うことに決しました。

それでは、商工観光課の出席をお願いいたします。

(商工観光課入室)

岩崎健二委員長

それでは、議案第37号、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について、再審査に入ります。質疑ありませんか。

木下孝行委員

この前可決したわけですから、再審査に入る理由を説明してもらってから質疑に入ってもらえますかね。

岩崎健二委員長

はい。先ほど申しましたとおり、一部条例に不明な点があるのではないかという申し入れがありました。この一部不明な点というのは、

〔山田勝委員「委員長いいですか」と呼ぶ〕

山田勝委員

木下委員が言われたことについては、それぞれ質疑の中で出てくると思いますよ。

岩崎健二委員長

はい。それで、行為の制限の定めている第7条の中に、夏の海水浴場期間外については、営業が全くできないと読み取れるところがあるが、それは少し問題があるのではないか、という話があったところです。

木下孝行委員

おそらく、行為の制限の第7条の3号に、開設期間外及び解説時間外に事業者としての事業活動を行うことはしてはならないとあるので、そのこのところということですよ。

岩崎健二委員長

はい、そうです。

質疑の前に、商工観光課が地元説明会で使用した資料を請求したらどうかと思うのですが、いかがですかね。

仮屋園一徳委員

各事業者が許可を取る場合に市が意見書を出していると思うのですが、その意見書がどのような内容であるのか確かめたいので、それもあわせて請求してほしいと思います。

木下孝行委員

それとですね、事業者が県の許可を取ってしていますが、県がどのような要綱で許可を出しているのか。時期であったり時間であったりとか、そういうものがあるのかないのかも確認をしたいので、資料があればそこもあわせて出してもらえますかね。

堂之下商工観光課長

占用許可については都市建設課が窓口になっておりますので、私どものほうはもらっておりません。また、県から事業者に直接渡されますので、占用許可の資料はないかと思えます。

岩崎健二委員長

それでは、ただ今出ました2点について、資料請求をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員会として資料請求したいと思いますので、資料が提示されるまで暫時休憩いたします。

(休憩 10:07~10:23)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど請求しました資料を皆さんにお配りしてあります。

中面幸人委員

今資料をもらいましたけど、どれがどれか、説明をいただきたいと思えます。

堂之下商工観光課長

カラー刷りのほうについては、先日、海開き前の関係者協議を行いましたので、その時に資料として配付したものでございます。まだ条例案ということで提示したものであります。

中面幸人委員

もう一つのほうは、これは意見書かな。

県の契約書みたいなのはないのかな。

岩崎健二委員長

県の許可書等は事業者に交付されるものですから、市への交付はない。

木下孝行委員

市の意見書の1の(1)にあるように、市は2カ月の期間としていただきたいと出しているわけですね。続けて、なお、1年間とするのであれば、残りの10カ月間は、申請者の責任において維持管理を徹底していただき、海の家施設の施設が風雨等により壊れ飛散した場合は、速やかに撤去及び回収すること。としてあるということは、市は基本的に期間外の営業はしないものだと思って出しているわけですね。この意見書に対する県の回答というのは確認はできないのですか。事業者の人にでも聞いて。

堂之下商工観光課長

課の担当の者が電話で県に確認をしたところ、一年間の占用許可を出したというふうに聞いております。

木下孝行委員

占用許可は占用許可で出ているけど、営業に規制はされていないという認識でいいのですかね。

堂之下商工観光課長

あくまでも占用の許可でありますので、建物がそこに立っていることの1年間の許可ということでございます。

木下孝行委員

ということは、市の意見書の中に2カ月間の営業を望むような書き方をしているんだけど、2カ月間以外でも商売はしていいと解釈していいということですかね。

堂之下商工観光課長

すみません、商売していいかどうかというところまでは、県は許可していないと思います。あくまでもこれについては占有許可です。

川上洋一委員

市の意見書では、市としては2カ月間の営業というふうになっているわけですかね。

〔中面幸人委員「営業じゃなくて占有」と呼ぶ〕

山田勝委員

ちょっと交通整理をせないかんですね。この意見書は、県の北薩広域振興局に対する市の回答ですよ。だから、許可を2カ月間としてくださいと意見したけれども、1年と許可されたものは仕方ないですよ。ただ、なお書き以降の、1年間とするのであれば、残りの10カ月間は、申請者の責任において維持管理を徹底していただき、海の家施設の風雨等により壊れ飛散した場合は、速やかに撤去及び回収することとしてあるこれは、1年間は業者の責任においてちゃんと管理してくださいね、ということですよ。

開設期間外及び開場時間外に事業者として活動してはならないというのは、阿久根市が新たにつくった条例で、この条例を実行してしまえばこれによって市は規制ができますよね。だから、私たちが今議論をしているのは、ここをなんとかしないことには何もできないよってことなんですよ。

私は店をやっていますけど、うちの店にもよく来ますよ。鹿児島からサーフィンに来た人はもの凄く多いですよ。毎日25人から30人来ますよ。特に土日はほとんどです。土日はほとんど。春の3月以降になったらですね、天気の良い日は潮干狩り、ハマグリという人もおりますけど、ナミガイというのがあってですね、あそこに行ったら必ずとれますよ。5月の暖かい日になったらまた多い。ことしのゴールデンウィークなんかかなり多かったですよ。だから、そういうような状況を見てですよ、やはり阿久根市としては1年間をとおして訪れる人におもてなしして、また来ていただくような環境を前向きにつくってやらないかん。そこでこの条例の第7条の3号があったらどっさり支障があるなと思いますよ。

堂之下商工観光課長

この条例におきましては開設期間のみとしております。規則のほうでは公共性または公益性の行事等行う場合であって、市長が特に認めるときを除く、という例外規定も設けてはおります。脇本海水浴場の海を家の管理につきましては、平成28年7月に、地元住民等から市議会に、海を家の営業時間と営業内容の見直しに関する陳情が出されて、趣旨採択となったところでございます。毎年この地元の方々を交えて、関係課等で意見交換の場を設けて、都市建設課のほうでとりまとめて意見書を作成しております。

海開きの期間が終わった後ですね、海を家の管理がなかなかきれいになされていない。サーファーの方々が海から見ても汚い状況だという声も聞いております。そして飛散したものの、釘が出たものがそのまま置いてあったりして、散歩をする方にも支障があるといった声も聞いております。海を家の経営者、利用者において、もう少しきちんと管理をしていただきたいという意味から、今回こういった制限行為を設けたものでございます。

脇本海岸は県立自然公園であります。第一に自然公園であるということ。そして希少生

物も生息している地域でございます。やはり、自然保護と観光の問題はなかなか難しいものがありますけれども、しっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。美しい自然があるからこそ訪れた人が感動する。そういった場所であると思っております。いろいろな問題を解決しないことには次に進まないのかなと思っておりますので、一旦はこの条例でもって規制をし、守っていただいて、その後、いろいろな状況を見ながら緩和する必要があれば緩和していきたいとも思っております。ただ観光客が来ればいいというのではなくて、近隣住民の方々の声も大事にしながら、海水浴場の活用を図っていきたいと考えているところでございます。今回の条例案についてはそういうことで御理解賜りますよう、お願いいたします。

山田勝委員

私は、全体としては認めていいですよ。ただ第7条の3号は、これはちょっと違うよね、越権だよねと思っているんですよ。私たちの若いころはですね、あそこでキャンプをして一晩中飲み明かしてもね、浜千鳥も来ればウミガメも上がって来ましたよ。そういう中で、だから、何かしたから来ないのではないのですよ。観光を推進して交流人口をふやしたい中で、特質な住民の方々がおっでこういう事態になっていると私は思ってますよ。この付近はやはり少しは柔軟にやっていかないと、言葉で観光観光、交流人口をふやすと言いながらもね、一步も進まない。ただ一つですね、前の審査でここに気がつかなかったことには、私たちも大変責任を感じているところですよ。ですから、ここでしっかり議論をしていくと考えておるところですよ。

仮屋園一徳委員

私はですね、前の審議でこの部分についてはよく見ておりましたので、期間中だけだなと理解をしていました。それとこの条例自体が海水浴場全体、いわば期間外も含めた条例であるというふうに理解しております。そういったことで間違いはないですかね。

堂之下商工観光課長

第7条の行為の制限の規定でございますけれども、海水浴場開設期間、これが海開き期間ですね。期間における遊泳の制限や水上バイク等の運行について制限を定めております。ただし、事業者いわゆる海の家につきましては、この第3号にありますとおり海水浴場期間外及び開場時間外に、事業者としての事業活動を行うことはできないとしたところがございます。だから海の家に関しては海水浴場期間外もできないと。ほかのこの制限については海水浴場期間についての制限でございます。

仮屋園一徳委員

この条例自体は海水浴場に関してのものなんでしょ。期間内だけでなくて。

〔商工観光課長「はい」と呼ぶ〕

そういうことでいいんですよ。

堂之下商工観光課長

ただ開設期間を定めて制限をかけているということです。

仮屋園一徳委員

期間は定めているけど、遊泳とか営業とかについては。でもこの条例自体は1年間を通じた海水浴場についての条例というふうに理解すればいいわけでしょ。

〔商工観光課長「そうですね」と呼ぶ〕

まあ、いいか悪いかは別として、そういうふうに理解しました。

岩崎健二委員長

この条例の適用期間は1年間を通してであって、開設期間だけではないということ。

皆さんから意見があるのは、第7条の3号に開設期間外に事業活動できないとうたっているもので、山田委員が先ほど言われましたとおり、サーファーの方や5月の連休中に潮干狩り等で来られた方々に対しての事業活動もできないとなってしまうということに問題があるということだと思います。

仮屋園一徳委員

お聞きしますが、今まで期間外に営業をされているということは確認されていますか。

堂之下商工観光課長

正確に確認はしておりません。ただ一度だけ婚活イベントをされたときに1回使われたというのは聞いた記憶がございます。

仮屋園一徳委員

と言いますのも、よその海水浴場で、よく10月とか11月くらいにイベントをされるところがあるんですよね。そういうときには、年間を通じての占用許可のほうでされているのか、それとも何月何日にこういうイベントをしますよと申請して許可を得るようにしているのか、その辺の確認はできませんか。ほかの所の条例を参考にされたということでしたので。

堂之下商工観光課長

鹿児島県内において、こういった海岸を占用して海の家を置いているという事例はほとんどないんです。阿久根市が特異な例だと考えております。西方にしても民有地に海の家が建っているという状況でございますので、そういうところには制限はできないだろうと思っております。ですから県内において条例を定めているところは1カ所くらいしかなくて、あとは神奈川県や島根県といった所の条例を参考にさせていただきました。

川上洋一委員

この条例でいけば、脇本海水浴場近辺の開発とかの話になった場合、例えば、誰かあそこに別荘を建てて、あれこれと周辺の土地を改修しようとした場合、こういう条例の制定のようなことをどんどん進めていくと、そういう意欲さえなくなるんじゃないかなというも私は考えたりしますね。発展していかなきゃいけない部分に、ブレーキだけをかけるというイメージになっていきます。確かに安全とかは大事なことだと思います。大きな事故が起きてからでは遅いので。ただ私に言わせると、あまりにも近隣住民の皆さまに配慮のし過ぎではないかなと。

観光推進において、長島なんかは松ヶ平海水浴場にもっとお金をかけてやっていこうとしている。あそこを見ていると真から観光に力を入れていこうとしている。阿久根は言われたときには力をいれましょう、言われんときにはこっちの顔を立てましょう、という感じに私の中ではとれるんですけど。課長もいろいろと苦労があると思うんですけど、長島を追い越せとは思わないけど、長島から回ってきてほしい。2市1町を一つのグループとしてしないと、長島の一人勝ち、出水の一人勝ち、結局おいてかれるのは阿久根だけ、という感じになっていくんじゃないかな。昔はそれこそ自衛隊が来て、ヘリコプターが来て、ばたばたと夜警の練習までしたけど、それでも苦情が出なかった。だけど今は時代が変わって、苦情を言わなかった人たちもいなくなっていったんでしょうけど。やっぱり時代ニーズに合ったことをしていかないと、常に取り残されると思うんですよ。阿久根は観光に対しては合っていないくて、それこそ渡る前から石橋を叩き壊そうみたいな感じに私はとれるんですよ。

水上バイク等の侵入とか、命の危険性があることについては厳しく罰するのはいいと思うんです。水上バイクの運転手から文句が出たとき、毅然として、じゃあいいですよ。海

上保安庁に連絡します。これは法律で決まっていますから。日本の法律で決まってるわけですよ、遊泳地に水上バイクを乗入れちゃいかんというのは。それに対してクレームを出す人はそれなりの責任を取ってもらわないといけないし。東京だったら常に写真を撮るんですね。それが動かない証拠となって、後からでも海上保安庁から出頭命令がくるというのが大体普通ですもんね。そういう厳しい体制でいかないと、いやあ困りましたね困りましたねではいくらでもつけ上がってしまう。やっぱりそのぐらいの厳しい姿勢でやってもらって、そして阿久根の発展のため、知名度を上げるためにどうすればいいかということをおもいます。以上です。

中面幸人委員

今までの話で、県が行う占用許可のこととか、市が提案する条例のこととかわかりました。要するに第7条の3号についてが議論すべきところだと。いつまでも話しても仕方ないので、もう次に委員会を進めていかないとおもいますけど。

岩崎健二委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、所管課への質疑は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管課への質疑は終了します。

(商工観光課退室)

中面幸人委員

1回休憩してください。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 10:45～11:13)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

委員の皆さんの総括的な意見を伺います。

濱門明典副委員長

業者の方からの意見として、時間については基本的にこれまでも守ってやっていますが、期間外の制限があると非常に厳しく、その都度申請を出すというやりかたも大変だというものがありました。地域住民への配慮も必要だが、もう少し業者側に配慮してもいいのではないですかね。

仮屋園一徳委員

私も原則的には年間を通じて営業ができるようにすべきだと思います。ただ条件として時間やマナーを守るといったことを付してすべきだと思います。

木下孝行委員

私も事業者の皆さんの考え方には賛同するんですが、やはり地域住民の方との協議ができていない中で賛同するというには凄く危惧を感じております。だから仮屋園委員からもあったように、第7条の3号を除外するのだけではなくて、何か特別に認めるような

要項を入れた方がいいのではないかなと思います

川上洋一委員

私はこの7条3号を除外したほうがいいかなと。経営者としても、客も来ないのに店を開けて人件費を払うということもまずないと思うんですね。商売している以上は。だから、団体の客からの申し込みなどがあって店を開けるのに、そのたびにいちいち市に文書を出して許可を取るというのもいかなもんかと思います。実際今までも通常的にはやっていなくて、時期がいいとき、天気がいいとき、日曜日だけとかいったやり方なんですよ。また、阿久根の顔でもある市長も、この脇本海水浴場で海をバックにして写真を撮って、いろいろなピーアールに使われているところだから、なるべく開放された海水浴場であるべきだと思います。

中面幸人委員

先ほど事業者の思いをお聞きしまして、阿久根市でも年間の交流人口をふやす政策にいろいろ取り組んでおります。この条例を見れば、そういった政策にブレーキをかける条例だなあと感じると思いますので、例えば、第7条の3号をですね、削除するか、あるいは残した上で開設期間外は事業者の責任において事業を行うといった、そういう文言を変えてはどうかと思います。

山田勝委員

私は、業者の立場とか業者の要望とかではなくて、自分たちが阿久根の観光を考えたときにですね、開設期間外に事業をしてはならないということをしとったらね、本当に何も始まりませんよ。だからこれはもう削除をしたほうがいいと思いますよ。資料の意見書に、開設期間外については業者の責任においてちゃんとしなさいと書いてあるでしょう。私はこれで十分だと思いますよ。十分な上にこれでもかこれでもかという規制をする必要はないと思います。

岩崎健二委員長

休憩します。

(休憩 11:19~11:25)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは皆さんの意見も出そろいましたので、この条例に対して、最終的な御意見を伺います。どのように処理しますか。

中面幸人委員

所管課の話やら、休憩中に事業者の話も聞きましたけれども、所管課の話にあった、水上バイク等の危険性を回避するためにも早くこの条例を制定しなければならないということもありますし、また、阿久根の観光行政も考えなければならないので、私は修正動議でお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員

今修正動議が出ましたけど、修正動議でいくとすれば私も賛成しますが、ただ期間外の管理について、今はこの条文から行くと営業させないの一言だけど、営業させるとすると、市もそれなりに管理もしていかないといけないと思いますので、その辺も含めた条文にしてほしいなと思います。

岩崎健二委員長

皆さんからは、この原案どおりではうまくいかないといった意見が多く出ており、第7条第3号において修正動議をかけたらという意見がありますが、ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第7条第3号について、修正動議を提案するということに決しました。修正動議の内容について議論したいと思いますので、暫時休憩します。

(休憩 11:27～13:01)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今までの委員会での議論を踏まえ、別紙のとおり修正案文を作成し皆さんに配付しました。修正案文は、第7条第3号において開設期間外及び開場時間外に事業者としての事業活動を行うことを禁止していますが、このうち、「開設期間外及び」までを削除し、開場時間外に事業者としての事業活動を行うことを禁止する旨に変更したいと考えております。皆さんの御意見を伺います。

木下孝行委員

この開設期間外を削除することでよしと思っております。その中で、条文に入れなくてもいいと思うのですが、いわゆる海水浴場の期間というのがありますが、事業者の責務などに通年というものがないと、事業者が明確な期間がわからないのかなと思ったりもするんですけど。条文には入れなくていいんですよ。規則とかで事業者が通年という認識が持てるようにしたほうがいいのかと思います。

岩崎健二委員長

この条例は、開設期間、開場時間外にかかわらず、通年において条例は適用されるものだと思いますので、そこら辺を事業者のほうに周知していただけたらと思います。

ほかに意見はありませんか。

濱門明典副委員長

時間外は禁止するということですね。

岩崎健二委員長

開場時間というのは午前8時から午後8時までのことであって、開設期間内外に関係なく、それ以外の時間には活動してはいけませんということになります。

仮屋園一徳委員

今ののについてはこれでいいと思います。それと意見としてですね、申請時に意見書を市が出しているわけですので、この内容についても周知していただくようお願いをしたいと思います。特に、10カ月間は、申請者の責任において維持管理を徹底していただき、海の家施設の施設が風雨等により壊れ飛散した場合は、速やかに撤去及び回収することと、花火については、花火規制条例が制定されているといったことを、事業者にも周知してほしいということをつけ加えてほしいと思います。

中面幸人委員

第7条の3号については、開設期間を削除することでいいのではないかなと思っております。ただ、県の占有許可の申請のときの市の意見書は、どの程度県から事業者伝わっているかは不明なんですけど、事業者の責務については第5条にうたわれているので、これでいいのかなと思います。

川上洋一委員

阿久根市の花火規制条例に関して、事業者がするのではなく、事業者がいないときに一般の方がそこで花火をしたとき、これはもちろん事業者の責任にはならないんですよね。そういう解釈でいいんですよね。

岩崎健二委員長

花火規制条例は、事業者ではなく全ての人を対象としておりますので、その場合、事業者の責任とはならないと思います。あくまでの利用者の責務になると思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案の2件に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

まず、議案第37号に対する修正案について採決します。

本修正案は可決すべきものと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本修正案は可決すべきものと決しました。

ただいま修正案は可決されましたので、議案第37号の修正部分を除く原案について採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第37号の修正部分を除く原案は可決すべきものと決しました。

少し休憩します。

(休憩 13:10～13:11)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま議決されました案件の審査内容の報告書及び議会だよりの原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしとみとめ、そのように決しました。

その他、皆さんから何かありませんか。

仮屋園一徳委員

今修正案等を決定したんですが、できれば7月8月の開設期間中に、脇本海岸でもいいですので、営業や利用者等の状況を確認するために、夜にでもいいですので、1回委員会で設定してほしいなと思います。

岩崎健二委員長

条例案を修正して可決しましたので、条例が守れているかとか、近隣住民との状況等の確認のために、委員会の所管事務調査の一環として、行ったらどうかとの意見があります

が、それについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、それについての時期、時間等については委員長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

ほかにありませんか。

中面幸人委員

委員会で決定した所管事務調査の農業振興策についての中で、鳥獣被害対策についても調査対象としております。皆さん御存知のとおり、今、捕獲協会委員といくらとの間で裁判も行われておりますが、それはあくまでも会員といくらとの問題ではありますが、現在、農家が置き去りにされている状況であります。私は農業をしておりますのでわかりますが、しっかりとイノシシ、シカが昼間から現れてきて、それこそ対策をしないと農作物をつくれないう状況です。今カンショ、稲作等が終わったところですね、これからまた秋口に向けて仕事がふえます。農家もですね、1回1回区長さんに言って、所管のほうに報告するのも嫌なんですよ。あそこはせからしいと思われそうで。私が直接所管に電話をしたらですね、すぐ担当の方が来て現場を見て、箱罠を設置されるんですが、それを置きっぱなしで見に来るわけでもない。入り口が下がったまま何日も放置されているといった状況で、はっきり言って形だけです。これじゃ本当に農家は大変ですので、鳥獣被害対策に関する所管事務調査をすぐに始めていただきたいと思っておりますので、皆さんの御意見をお聞きいたします。

岩崎健二委員長

所管事務調査について、農業振興策において鳥獣被害対策を含むということで議決しております。これについて委員会を開催し、調査していきたいとこのことですが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これについての期間についても委員長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 13時16分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二